

東京都福生市において施行を予定している「福生駅西口地区第一種市街地再開発事業」に参画する特定業務代行者等を、下記のとおり募集しますのでお知らせいたします。

募集要項の交付を希望される者は、下記3. ①に従いお申し出ください。

本募集に係る事務局は、当機構が務めております。

福生駅西口地区第一種市街地再開発事業特定業務代行者等募集のお知らせ

令和3年5月18日

福生駅西口地区市街地再開発準備組合
理事長 田村 半十郎

東京都福生市において施行を予定している「福生駅西口地区第一種市街地再開発事業」に参画する特定業務代行者等を募集します。

1. 主な業務範囲

- ① 次の②～⑥に掲げる業務の総合企画、調整業務
- ② 市街地再開発事業の事業コンサルタント業務、資金計画、権利変換計画作成等の業務
- ③ 施設建築物等の基本設計業務、実施設計業務、工事監理業務
- ④ 既存建築物の解体工事、施設建築物工事、公共施設整備工事等の施工
- ⑤ 事業推進のための支援・協力業務
- ⑥ 保留床の取得業務（参加組合員予定者）
- ⑦ 公共公益施設の設計等の調整、他用途床との連携方針の検討及び竣工後の指定管理業務

2. 応募の条件・資格・方法等について

- ① この募集には、「単独事業者」または複数の事業者で構成される「グループ」で応募することができます。
- ② 応募に係る条件、資格基準や方法等については、別途交付する「福生駅西口地区第一種市街地再開発事業特定業務代行者等募集要項」に定めています。

3. 募集要項の交付、参加表明及び事業提案の手順について

- ① 募集要項の交付を希望する事業者は、下記記載の一般財団法人都市みらい推進機構の担当者宛 E-mail にて連絡してください。希望する事業者を確認の上、E-mail にて交付します。
募集要項の交付希望は、令和3年6月17日（木）まで受付けます。
- ② 応募を希望する事業者は、必要事項を記入した参加表明書を、令和3年5月18日（火）から令和3年6月22日（火）16時までの間に、下記事務局まで直接持参してください。郵送等での受付は行いません。
- ③ 提出していただいた参加表明書を確認の上、事業提案要項、関係図書等を交付します。
- ④ 事業提案要項にもとづき、所定の期日までに事業提案書を作成の上、下記事務局に直接持参し提出していただきます。提出期限は令和3年8月26日（木）16時までとします。

ご不明の点等は、下記までお問い合わせください。

福生駅西口地区第一種市街地再開発事業特定業務代行者等選定事務局

〒112-0014 東京都文京区関口 1-23-6 プラザ江戸川橋ビル 201 号

一般財団法人都市みらい推進機構 TEL 03-5261-5625

担当 : 開発調査部 小沢、橋本

E-mail : fussa-stwg@toshimirai.jp